

福岡市公報

令和 7 年 5 月 19 日 第 7145 号

発 行 所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○開発行為に関する工事の完了 (第152号).....	1
○開発行為に関する工事の完了 (第153号).....	1
○特定計量器定期検査の実施 (第154号).....	2

公 告

福岡市公告第152号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市西区石丸一丁目1088番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区麦野五丁目 8 番39号
渡辺 一孝

福岡市公告第153号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市西区大字千里332番12及び334番 6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区周船寺三丁目14番14-501号 グランシャリオ
中島 直幹

福岡市公告第154号

計量法第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により次のように公示する。

令和7年5月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 集合定期検査

(1) 集合定期検査を行う区域

城南区

(2) 対象となる特定計量器

計量法第19条第1項に規定する特定計量器（ひょう量が300キログラム以下のものに限る。）。ただし、特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器を除く。

(3) 実施の期日及び場所

検査期日	検 査 時 間	検 査 場 所
6月24日	午前10時30分から午後3時まで	南片江公民館
6月25日		金山公民館
6月26日		金山公民館

なお、上記の期日及び場所において検査を受けることができない者は、次に掲げる期間及び場所において検査を受けなければならない。

検 査 期 日	検査時間	検 査 場 所
令和7年5月16日から令和8年3月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月3日までを除く。	午前10時から 午後4時まで	福岡市計量検査所

2 集合定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称

一般社団法人 福岡県計量協会